

第2回 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会 会議録

■ 日時 平成30年9月18日(水) 15時30分～17時00分

■ 会場 14A会議室

■ 出席者

委員：藤井会長，福田副会長，柳澤委員，鋤持委員，今井委員，伊藤委員，
宇賀神委員，浪花委員

事務局：教育次長，生涯学習課課長，生涯学習課職員

■ 傍聴者：2名

■ 議題

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 子どもの家・留守家庭児童会事業で本市が必要とするサービス水準と運営手法
について

4 その他

5 閉会

■ 委員からの意見・質問等（要旨）

【子どもの家・留守家庭児童会事業で本市が必要とするサービス水準と運営手法について】

A委員：サービスという言葉は，すごく幅が広がるが，今回検討するサービス水準は，
時間とお金の部分だけであるのか。

子どもの家は，子どもにとって安全・安心な居場所である必要があり，また，保
護者が安心して就労できるよう，特に，長期休業時の朝の時間帯に親の出勤時間
に合せながら，開設時間を延ばすべきと考える。

B委員：子どもの家を利用していない家庭の実態を把握するために，全校児童対象にアン
ケートをとってもらいたかった。

C委員：子どもの家等ではなく，民間の学童を利用している保護者からも意見を聴くと，
子どもの家で提供している保育内容とニーズのギャップが明らかになり，違う
視点からの問題を見ることができるかもしれない。

D委員：安全・安心の確保は，サービス提供の検討の前提であり，不可欠なものであると
考える。重要で当たり前のことではあるが，日々新しい危機に対して，対応を求
められている。

保護者のニーズに応じてサービス提供を広げていくことも大切であるが，その
一方で，安全・安心の確保ができない体制で要求に応えるのは，良くない。どう
いう体制であれば，安全・安心が確保できるのか，その視点を外さないでニーズ

に対応していくことが大切である。

障がいを持つ児童への合理的配慮の範囲が、子どもの家によって独自の判断になっており、市として一定の水準を設ける必要がある。

E委員：入所基準について、保育が必要な児童は、1年生から6年生まで、障がいを持つ児童も含めて、受入れていくと基準は統一されているはずである。そのことを各運営委員会が十分認識した上で、指導員体制を確保することが重要である。また、今後、医療的ケアが必要な児童の入会も想定されており、人命に関わる部分を指導員任せにしているのかということも課題と捉えている。

F委員：近年、療育が必要な児童を受入れる放課後等ディサービスが増えている。

E委員：過去に療育が必要な児童から、子どもの家に入所するのか、放課後等ディサービスに入所するのか、入所前に相談があり、結果的に保護者が放課後等ディサービスを選択したケースがあった。

A委員：指導員向けアンケートの中で、指導員が負担や苦勞を感じていると回答している原因は、特別な配慮が必要な児童への対応も含まれると考える。

D委員：学校では、インクルーシブ教育の視点から、障がいのあるなしにかかわらず、一緒に生活をしていくことが大切だという考え方の中で、どのような選択をするかは、保護者の意思が最大限に優先されている。ただし、受け入れにあたっては、人員配置や施設整備などの受け入れ環境について、すべてを保護者の希望に沿うことは、限られた予算の中で難しいため、保護者との話し合いが非常に重要である。出来る対応をしながら、どこまで合理的配慮を行うのかを保護者と話し合い、両方で合意することになる。

B委員：高学年児童の受入が進む中、低学年の頃は障がいを持っていても目立たないが、進級に伴い発達段階の差は大きくなる傾向がある。障がいを持つ児童に対する学校での対応はどうか。

D委員：学校の教員にも、子どもの家の指導員にも、これまで以上に高度な専門性と指導力が求められる。

E委員：学校での受け入れ体制は整っている一方で、子どもの家の場合には、加配指導員を配置するための賃金を他の保護者にも求めざるを得ない仕組みとなっていることから、結果として障がいを持つ児童の受入れ判断が子どもの家により異なる原因となっている。

A委員：開設時間を延長する場合に、保護者の中には、親子で過ごす時間よりも自らの就労を優先し、預かってもらえるなら残業を増やそうとする保護者も出てくるのが懸念される。働かざるを得なくて働いている保護者もいる中で、開設時間の設定についても、運営委員会に任せられている責任は大きい。

G委員：障がいを持つ児童の受入れにあたり、障がい児対応加配指導員を配置しているが、市が配置の是非を判断する際には、療育手帳や医師の診断書のみではなく、専門

家がクラブでの生活の様子を確認し、必要性の判断を行うなど、臨機応変な対応が求められている。

また、加配指導員に限らない問題であるが、指導員がなかなか集まらず、しかもすぐ離職してしまうケースもあり、雇用が安定していないことも問題である。しかし、重い障がいを持つ児童や医療的ケアが必要な児童については、行政や学校、クラブでアセスメントを行いその児童の生活の場にふさわしい施設を紹介していくことも重要である。今は指導員に頼っているところが大きく、そのアセスメントについて相談できる場所、方法があれば、今よりよくなる。

まず、指導員を恒久的に雇用できる運営を考えるべきである。

C委員：現行の運営体制の中で、指導員が不足しており、安定的に確保するために、例えばNPO法人化や社会福祉法人、株式会社に委託する方法なども考えられるが、事務局の考えはあるか。

事務局：市としても、指導員確保については、民間求人広告掲載料の一部支援や指導員の人材登録制度を設けたり、広報紙での募集なども行っているが、十分とは言えない状況である。

NPO法人化や社会福祉法人、株式会社等への委託については、業として放課後児童クラブを行うので、一定の雇用環境や給料水準の確保が期待でき、また、プロの視点で運営することができると考えている。

様々なパターンの運営が考えられることから、どの運営方式が良いのか、今後検討していく。

C委員：指導員が集まるのは、賃金上がるからと考えるが、賃金増加分は保護者が負担するのか。公費で負担するのか。

事務局：現在、指導員の賃金は、市の公費の部分と保護者負担金を基に支出しており、増額分を公費と私費でどのくらい負担するかということも含めて今後検討していきたい。保護者負担金だけに全部のせていくことは考えづらい。

B委員：運営委員会が委託された事業を業者に再委託するという考えもあるのか。

市が直接、NPO法人や株式会社に委託することになるということか。

G委員：保護者会や運営委員会が、自分たちで運営を担うためにNPO法人化し、市がそこに委託することも選択肢である。

事務局：他市においては、NPO法人が既にやっているところもある。

上三川町については株式会社、那須塩原市ではNPO法人が運営している。

G委員：宇都宮市は、66クラブがあり、抱えている問題も様々である。それらの問題を解決できる一番いい形を模索することになる。

子どもの家事業は児童福祉法に基づく事業であり、法に基づいた事業を行いながら、問題を解決できる方法が、どういう方式なのか検討すべき。

B委員：NPO法人や株式会社に委託するとどうなるか示してもらいたい。

- G委員：県内市町について、公設公営、公設民営、民設民営で分類したうえで、株式会社やNPOなどの運営主体について、まとめると参考になる。
- E委員：委託料の積算方法にも問題がある。現行の委託料制度は、内訳毎に用途が定められ流用ができない仕組みとなっており、会計担当者の負担となっている。民間企業を入れる場合にも、一定の水準を確保すれば、用途は問わずに一定の金額を得られる支出方法に変更しないと、民間のインセンティブがなくなる。また、地域の教育力を重視するあまり、各子どもの家の間でサービスに差が生じる原因になっている。事業を安定して持続するためには、地域や保護者の運営への関り方を見直す時期に来ている。現行の運営委員会をNPO法人化することだけでは解決につながらない。
- 事務局：地域の教育力を生かした保育を実施するために運営委員会方式を採用しているが、運営規模の拡大に伴い、運営事務が増加しており、本来意図していた地域の教育力を保育に生かすことが難しくなっている。地域の教育力を十分に活かすためには、運営の負担を減らしていくことが必要であると考えている。
- E委員：地域の教育力を生かすことは、ある程度必要であると考えており、どのように取り入れていくか検討する必要がある。
- 事務局：放課後子ども教室と子どもの家を一体的に運営する宮っ子ステーション事業の仕組みの中で、放課後子ども教室では地域の教育力を生かした活動が十分に行えている一方で、子どもの家については、日々の運営に手いっぱい地域教育力を十分に生かした運営・保育とはならなくなっている。
- A委員：現在の子どもの家指導員は大人数の子どもの保育に忙しく、地域の教育力を生かした行事まで求められない。市の委託事業であるにも関わらず、地域によって、指導員の賃金、保護者負担金に差があり、子ども達の活動にも差がある。ある程度、水準を整えることが必要と考える。
- E委員：指導員の資質を向上させるために、人事異動できる仕組みは有効と考えるので、現在1小学校区に1つの運営委員会が運営する方式を採用しているが、指導員が人事異動できるよう全市一体やブロック毎の運営も考えられる。
- A委員：指導員はブロックごとに自主的な研究会などもやっていて素晴らしい。その成果が生かせる方法があると良い。
- D委員：指導員を確保できないというのが最大の問題である。指導員は子育ての重要な仕事をしているのだから、それに見合った一定水準の給与を支給する必要がある。一方で、保護者負担金を値上げする際には、保護者の中にある経済格差にも配慮が必要である。平成29年度から保護者負担金助成制度を導入している

が、その金額を合せて見直していくことも考えべきではないか。

C委員：保護者負担金のある程度の値上げはやむを得ないと思うが、生活に困っている家庭に対しては、きめ細かな対応も必要になる。

G委員：上三川町は全部で7クラブあり、従来保護者会で運営してきたが、指導員の問題やサービスの均一化が課題であった。

そのため、運営方法について検討した結果、公募によるコンペ競争入札で株式会社を指定管理者に指定した。

株式会社による運営が開始され約半年になるが、苦情はなくなった。会社の中に苦情処理システムがあり、社内で苦情に対応している。

各クラブの指導員の雇用は継続されたが、株式会社の社員が運営を行っているため、指導員は子どもの支援に専念できるようになった。また、指導員組織に主任の役職を置き、日常の運営責任や会社との連絡調整を行っている。

指導員給与の額に町は関与しないで、株式会社が決定しており、運営移行の際には、継続雇用希望者の面接を行い、株式会社の社員として雇用した。

D委員：子どもに事故が発生した場合などの、責任は株式会社になるのか。

G委員：株式会社には、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた運営を指示しており、指針に基づいた運営責任を株式会社がとることになる。

町が求めるサービス水準や指導員の質、開設時間、保育内容の条件を示し、金額も含めて提案を求めた。

E委員：宇都宮市の委託料の積算方式を、成果に対して委託料を支出する方法に変える必要がある。

G委員：宇都宮市の規模を考えると1社ではなく、複数の主体に分割して委託することも考える必要がある。1社であるとデフォルトのリスクが高まることを認識する必要がある。

また、実験的にモデルで10校くらいから始める方法や10校くらいずつを5ブロックに区分して委託する方法も考えられる。

C委員：新たな運営主体の入れ方は重要であると思う。次回会議では、運営主体ごとのメリット、デメリットや移行方法を整理して、提示してもらいたい。